

たくさんの組合員のみなさまに支えられて

2年連続 生命保険部門 **顧客満足度 第1位**



組合員のみなさまへ感謝を込めて…

CO・OP共済は、2014年度JCSI(日本版顧客満足度指数)調査の結果、生命保険部門で2013年度から2年連続で第1位の評価をいただきました。CO・OP共済を支えてくださる多くの加入者のみなさまに心より感謝申し上げます。これからも組合員のみなさまに役立ち、安心して長くお付き合いいただけるCO・OP共済をめざしてまいります。



医療保障を重視した総合的な保障

19歳満期 65歳満期

入院 手術 ケガ通院 生命



入院や、ケガ通院などの医療保障を中心とした商品。掛金も手頃で、月々1,000円からのコースがあります。家族みんなで備えておいていただきたい保障です。*ケガ通院の保障のないコースもあります。



一生涯つづく生命保障

終身生命

一生涯

生命



一生涯つづく生命保障をずっと変わらない掛金で準備できます。



10年満期の生命・入院・がんの保障

10年満期

生命 がん 入院 手術



生命保障は最高3,000万円までお申し込みいただけます。子育て世帯の大黒柱の保障におすすめ。特約としてがんの保障や入院保障もつけることができます。



一生涯つづく医療保障

終身医療

一生涯

入院 手術



入院と手術のシンプルな保障が一生涯つづきます。ずっと変わらない掛金で準備できます。

*詳しい保障内容については、商品パンフレット等をご覧ください。

*お申し込みいただける年齢は商品やコースによって異なります。



共済金の請求忘れはありませんか？

CO・OP共済は、加入者同士の助け合いの心を形にしたもの。困ったときはお互いさまで。忘れずにご請求ください。

※ご加入の商品によって保障内容が異なります。

例えばこんな時に保障されます！

肺炎で6日間入院した
●対象となる商品
(たすけあい)、(あいぶらさ)入院特約
(ずっとあい)終身医療

ドッジボールをしていて
突き指をし、1日通院した
●対象となる商品 (たすけあい)
*ケガ通院の保障のないコースもあります。

注) 実際のお支払いは共済金請求書ご提出後の判断となります。共済金請求書類につきましては、ご契約内容によって異なります。

コープ共済連のホームページには、資料請求に関するご案内もございます。<http://coopkyosai.coop>
契約引受団体 / 日本コープ共済生活協同組合連合会 (《たすけあい》はご加入の生協によっては、その生協の加盟する連合会との共同引受になります)

CO・OP共済

加入者
ニュース



CO・OP共済 キャラクター
コーすけ

2015保存版

もくじ

- 2015年9月商品改定のお知らせ……………1
- 住所変更・口座変更等のご希望について……………3
- インターネット手続きサービスをご利用ください……………3
- 2014年度CO・OP共済の事業概況……………4
- 共済金について……………5
- マイナンバーが必要な場合があります……………6
- 商品のご紹介……………7

コープ共済連事務所移転のお知らせ

2015年5月4日より新事務所において業務を開始いたしました。今後とも、CO・OP共済が組合員の暮らしの向上に継続的に貢献していけるよう、全力で努力してまいります。

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目1番13号

<http://coopkyosai.coop>

日本コープ共済生活協同組合連合会 (コープ共済連)



2015年9月
商品改定のお知らせ

本紙では商品改定についてお知らせしております。P.1～2で詳細をご案内しておりますので、ご覧いただき共済証書と一緒に保管してください。



満期時の手続きが変更になります
(自動更新)

加入引受基準の緩和



① 高血圧、脂肪肝の方も、一定の条件を満たせば加入できるようになります (特定病気加入制度)



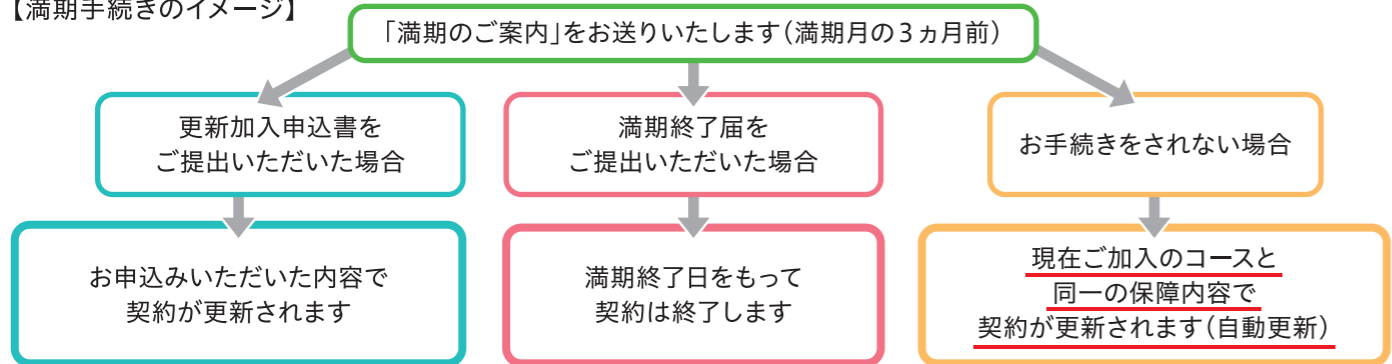
② 妊娠中の方も、お支払い時の条件なく加入できるようになります

あいふらす 満期時の手続きが変更になります(自動更新)

2015年9月以降に満期を迎える契約より、満期時の取り扱いが変更になります。

満期時にお手続きいただけるよう事前に案内をさしあげますが、お手続きをされない場合、現在ご加入のコースと同一の保障内容で契約が更新されます(自動更新といいます)。詳しくは満期月の3カ月前にお送りする「満期のご案内」をご確認ください。保障が必要であるにも関わらず、手続き漏れにより保障が終了してしまうことを避けるための変更です。

【満期手続きのイメージ】



自動更新後の契約について

- ・同一の保障内容で更新されますが、更新時の年齢に応じた掛金が適用されます。
- ・更新時の年齢が満69歳以下の場合は共済期間10年、満70歳の場合は共済期間15年で更新されます。

自動更新されない契約があります

- ・満期時の年齢が満71歳以上の契約
- ・一時払の契約

手術共済金の支払方法の見直し(ガンマナイフ・直線加速器)

「ガンマナイフによる定位放射線治療」および「直線加速器による放射線治療」について、治療対象となる傷病にかかわらず、事業規約に定める「130. 放射線照射(血液照射を除きます) 10倍」でお支払いすることとなりました。2013年9月2日以降に発効(更新・更改を含みます)した契約について、2015年9月1日以降に実施した放射線治療より変更します。

加入引受基準の緩和

① 高血圧、脂肪肝の方も、一定の条件を満たせば加入できるようになります(特定病気加入制度)



高血圧・脂肪肝によって告知事項に該当する場合も、一定の条件を満たす場合には加入できるようになります(一部コースをのぞく)。詳細は、ご加入の生協にお問い合わせください。

- 【条件】
- ・被共済者(加入者)が申込日において満30歳以上であること
 - ・過去5年以内に高血圧、脂肪肝により入院をしたことがないこと 等



② 妊娠中の方も、お支払い時の条件なく加入できるようになります



これまで《あいふらす》《ずっとあい》では、妊娠中の方は、妊娠が正常に経過している場合であっても「申込日から1年以内の妊娠および分娩にかかわる入院・手術は共済金のお支払いができない」という条件付きで加入いただいておりましたが、2015年9月より、妊娠が正常に経過している場合には、お支払い時の条件なく加入できるようになります。

【正常に経過している妊娠中の方が加入する場合】

2015年8月まで

「申込日から1年以内の妊娠および分娩にかかわる入院・手術は共済金のお支払いができない」という条件付きで加入できます

2015年9月から

左記の条件なく加入できるようになります

※《たすけあい》はこれまでどおり、(告知事項に該当しない場合は)お支払い時の条件なく加入することができます。
 ※妊娠が正常に経過していない(もしくは告知事項に該当する)場合はこれまでどおり加入できません。
 ※いずれの商品も、正常分娩は支払対象外です。

《あいふらす》《ずっとあい》で既に妊娠分娩の条件付きでご加入の方へ

- ・2015年9月1日以降に開始・実施する「妊娠および分娩にかかわる入院・手術」については、お支払い時の条件はなくなります。
- ・本改定に関する手続きは必要ありません。

住所変更・口座変更等のご希望について



①～⑥の事項に該当される契約者の方は、ご加入の生協までご連絡をお願いいたします。

- ① 契約者の住所または住居表示の変更
- ② 掛金振替口座の変更
- ③ 契約者と被共済者が別生計になるなど、世帯に変化が生じた場合
- ④ 契約者や被共済者、ご指定された死亡共済金受取人または指定代理請求人の氏名変更
- ⑤ 死亡共済金受取人または、指定代理請求人の指定または変更※
- ⑥ ご加入の生協を脱退・変更された場合

注) CO・OP共済の改定事項や契約に関する重要な事項は、共済証書に記載の住所または変更のご連絡のあった住所に送付します。契約者の氏名、住所の変更についてご連絡されていない場合、契約引受団体に最終の通知のあった氏名、住所への送付をもって契約者に通知したものとみなします。

注) ①～⑥の変更の連絡をいただけない場合、共済金請求時に共済金をお支払いできない場合やお支払いに時間がかかる場合があります。

※死亡共済金受取人または指定代理請求人をあらかじめ指定することができます。指定されることで、共済金請求時により円滑な手続きが可能となります。

●ご加入の生協の連絡先は同封物をご確認ください。一部のお手続きはインターネットでも受付可能です(下記をご参照ください)。



インターネット手続サービスをご利用ください

インターネットでCO・OP共済の一部のお手続きができます!

ご登録いただくことで、インターネットを利用して、ご契約の照会や各種お手続きを行うことができます。ぜひご利用ください。

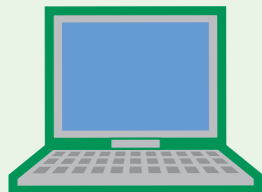
注)《あいあい》、《火災共済》はご利用対象外です。

| | | |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 契約内容の確認 | 契約者変更(承継)の書類申請※ | 住所変更※ |
| 掛金振替口座変更届の書類申請※ | ケガ通院共済金の請求書類申請※ | 共済掛金払込証明書の再発行申請※ |

※CO・OP共済商品により可能なお手続きが異なります。また、ご契約状況・時期によってお取り扱いができない場合がございます。

事前の登録方法や詳しい内容はコープ共済連のホームページをご覧ください。

<http://coopkyosai.coop>



2014年度CO・OP共済の事業概況



CO・OP共済の2014年度決算(2014年3月21日～2015年3月20日)が確定しましたのでご報告いたします。

CO・OP共済*の加入者数・支払件数

| | 加入者数 | 共済金支払件数 |
|--|-------|---------|
| | 588万人 | 114万件 |
| | 160万人 | 13万件 |
| | 30万人 | 2万件 |

*万人、万件未満切捨て

*《火災共済》、《あいあい》、《新あいあい》は受託商品であるため掲載していません。

CO・OP共済の収益と費用および剰余金の概況

(2014年3月21日～2015年3月20日)

単位:億円(億円未満切捨て)

| 収益 | | 費用および剰余金 | |
|------------|-------|-----------------|------------|
| 共済掛金等収入 | 1,715 | 共済金等支払額 | 924 |
| 共済契約準備金戻入額 | 271 | 共済契約準備金繰入額 | 141 |
| その他 | 15 | 事業経費 | 479 |
| | | その他 | 5 |
| | | 税引前当期剰余金 | 452 |
| | | 法人税他 | 49 |
| | | 割戻準備金 | 310 |
| | | 当期剰余金 | 92 |

ご契約者に還元する割戻金です。

割戻金について CO・OP共済では毎年3月20日に決算を行い、剰余金の一部をご契約者に割戻金として還元させていただいています。

注)対象となるのは2014年3月～2015年2月までの掛金です。

| 商品 | ご案内事項 |
|---------|---|
| 《たすけあい》 | 【2015年3月31日時点で有効な契約が対象となります】 ●ご加入のコースごとの割戻率で割り当てます。 ●支払方法は生協によって異なります。 |
| 《あいぷらす》 | 【2015年3月20日時点で有効な契約が対象となります】 ●満期等の契約終了日まで利息をつけてお預かりいたします(「据置割戻金」といいます)。共済期間中に「据置割戻金」の払い戻しを請求することも可能です。 |
| 《ずっとあい》 | ●2014年度決算に基づく割戻金はございません。 |

コープ共済連の支払余力比率 下記比率は、通常の予測を超えたリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標のひとつです。

| 支払余力比率 | 支払余力総額 | リスクの合計額 |
|---------|---------|---------|
| 1385.9% | 169,333 | 24,436 |

(単位:百万円、百万円未満切捨て)

注)コープ共済連では厚生労働省が定めている「消費生活協同組合法施行規則ならびに施行規程」に基づいて算出しています。そのため、生命保険会社、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率とは単純に比較はできません。厚生労働省によれば、左記比率は、200%以上必要とされています。

共済金の受取人

◎ 共済金の受取人は、契約者だけですか？

A 下の表の通り、共済金の種類、契約者と被共済者の関係によって異なりますが、原則は契約者になります。ご契約の際は、右ページでご説明する課税の点から、20歳以上の方は、可能な限り契約者と被共済者を同一にされることをおすすめします。なお、死亡共済金につきましては、CO・OP共済の事業規約により死亡共済金受取人の順位が定められています(以下の表の*印参照)が、事前に死亡共済金の受取人を指定することができます。

| 共済金の種類 | 契約者と被共済者が同じ場合 | 契約者と被共済者が異なる場合 |
|--------------------------------|----------------|----------------|
| 死亡共済金以外の共済金 | 契約者 | |
| 死亡共済金 (死亡共済金受取人の指定をしていない場合) | 死亡共済金受取人の順位(*) | 契約者 |
| 死亡共済金 (死亡共済金受取人の指定をしている場合) | 指定した死亡共済金受取人 | |

(*)【死亡共済金受取人の順位】**第一順位**:①契約者の配偶者 **第二順位以降**:次の②~⑤の順

| 契約者と | 同居している | ②契約者の親族／③契約者の配偶者の親族 |
|------|---------|---------------------|
| | 同居していない | ④契約者の親族／⑤契約者の配偶者の親族 |

注)親族の範囲および順位は「1.子、2.父母、3.孫、4.祖父母、5.兄弟姉妹」です。

悪性新生物に対する手術共済金の支払方法について

悪性新生物に対する内視鏡での手術の倍率を変更し、内視鏡による手術として10倍でお支払いしています。



加入時期にかかわらず2013年9月1日以降に実施した手術より



2013年9月2日以降に発効する契約で発効日以降に実施した手術より

《あいぷらす》では2013年9月1日以前に発効した契約についても、更新または更改後は変更後の倍率でお支払いします。

上顎骨・下顎骨・顎関節靭帯手術に関するご注意

抜歯手術など歯・歯周組織の処置として行われるこれらの手術や、慢性副鼻腔炎手術として行われるこれらの手術は、手術共済金のお支払いの対象になりません。このことを明確にするため、2011年9月より事業規約等に記載を追加しています。

ついて

共済金の課税

◎ 共済金は課税対象になるの？

A 死亡共済金は課税対象になります。重度障害共済金、入院共済金、手術共済金等の共済金は、非課税です。

■ 死亡共済金に関する課税の例

| 契約者(掛金負担者) | 被共済者 | 受取人 | 税金の種類 |
|------------|------|------|-------------------|
| 夫 | 夫 | 妻 | 相続税 |
| 夫 | 妻 | 夫 | 所得税(一時所得) /住民税 |
| 妻 | 夫 | 子(*) | 贈与税 |

(*)子を死亡共済金受取人指定した場合

■ 扶養者事故死亡共済金に関する課税の例(被共済者は子)

| 契約者(掛金負担者) | 扶養者 | 受取人 | 税金の種類 |
|------------|-----|-----|-------------------|
| 夫 | 夫 | 子 | 相続税 |
| 妻 | 夫 | 妻 | 所得税(一時所得) /住民税 |

◎ どんな税金の種類になるの？

A 契約者(掛金負担者)と被共済者、扶養者および共済金受取人の関係により異なります。

■ 課税対象金額算出方法

(2015年3月現在)

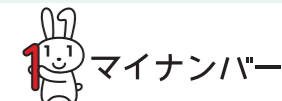
| 相続税 | 共済金受取人が法定相続人(*)の場合 | 死亡共済金-(500万円×法定相続人の人数) |
|---------|------------------------------|------------------------|
| | 共済金受取人が法定相続人以外の場合 | 死亡共済金 |
| 所得税/住民税 | (死亡共済金-当該共済期間の払込掛金-50万円)×1/2 | |
| 贈与税 | 死亡共済金-110万円 | |

注)所得税、住民税について、複数商品に加入されている場合、契約が複数ある場合も1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

(*)民法の規定により、相続人になれる人を法定相続人といいます。

●税額は他の保険金や所得、相続、贈与財産を考慮しなければ、通常、相続税が最も低くなります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください(住民税については、都道府県、市区町村にお問い合わせください)。

2016年1月から マイナンバーが必要な場合があります



マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバーに関する書類のご提出をお願いすることがございますので、ご協力をお願いいたします。

●**どんなときに必要?**

死亡・満期・解約などで支払金額が100万円を超える場合に必要になります。所得税法・相続税法により支払者(コープ共済連)より所轄税務署へ支払調書の提出が義務付けられており、支払調書にマイナンバーの記載が必要となります。

●**マイナンバー制度とは**

住民票を有する全ての方に一人一つの番号を付して、社会保障や税に関する情報を一元管理する制度です。2015年10月から市区町村によって通知されます。

詳しくは…

マイナンバー 検索